

京都市誘導型まちづくりプランニング支援事業審査基準

制定 令和2年7月8日

京都市誘導型まちづくりプランニング支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定による審査に関し必要な事項を以下のとおり定める。

1 審査の方法

- (1) 要綱第9条第1項の規定による審査は、次に掲げる者をもって構成する選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。
 - ア 都市計画局まち再生・創造推進室長
 - イ 都市計画局まち再生・創造推進室都市づくり企画担当部長
 - ウ 都市計画局まち再生・創造推進室再生・創造企画課長
 - エ 都市計画局まち再生・創造推進室都市づくり推進課長
- (2) 委員会は、要綱第8条の規定により申請者から提出された書類の内容に基づき、次に掲げる事項を評価する。
 - ア 実施目的
 - イ 公共性
 - ウ 実行性
 - エ 経費の妥当性
 - オ 発展性
- (3) 前号の規定による評価は、別表により各委員が評価し、算出した評価点（前号の規定による評価の得点の合計をいう。以下同じ。）の平均点をもって充てる。
- (4) 委員会は、評価点が最大となる申請事業から順に、予算の範囲内で補助金を交付する事業を採択する。ただし、評価点が同点となる申請事業が複数あり、予算の範囲内で当該全事業に補助金を交付できない場合には、委員会において協議のうえ、補助金を交付する事業を採択する。
- (5) 委員会は、同一の評価項目について、複数の委員がE評価とした場合、又はその他事業の実施に支障があると認められる場合は、前号の規定にかかわらず、補助金を交付する事業として採択しないことができる。
- (6) 委員会は、第2号の規定による評価及び第4号の規定による採択に際し、申請者に対して、日時を定めて申請の内容に関するヒアリングを実施できるものとする。
- (7) 委員会は、第2号の規定による評価及び第4号の規定による採択に際し、学識経験者等から意見を聴取することができるものとする。

2 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合
- (2) 採択結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

3 評価結果の開示

申請者が希望した場合は、当該申請事業の評価点（1(2)に掲げる各事項の評価の得点の平均とその合計）を開示する。

4 その他

この審査基準に定めのないものについては、都市計画局まち再生・創造推進室長が定める。

(別表) 評価項目、評価基準及び評価点

項目	評価事項	評価基準	(評価点)	(配点)
実施目的	・本事業の趣旨に沿ったものか。	A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている	(20) (15) (10) (5) (0)	20
公共性	・地域の利益（まちの賑わい形成や活性化，地域の価値向上等）につながることを期待できるものか。	A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている	(20) (15) (10) (5) (0)	20
実行性	・実施に必要な体制が適切に計画されているか。 ・事業の趣旨に沿って適切に企画立案を行うことができるか。	A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている	(10) (7.5) (5) (2.5) (0)	10
	・目的を達成するために，綿密なスケジュール等が立てられているか。	A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている	(10) (7.5) (5) (2.5) (0)	10
	・事業化の実現可能性が見込め，補助に見合った効果が期待できるか。	A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている	(10) (7.5) (5) (2.5) (0)	10
経費の妥当性	・収支予算書について，各項目の積算は適切か。 ・期待される効果に対して，予算は妥当な額か。	A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている	(10) (7.5) (5) (2.5) (0)	10
発展性	・行政目的に照らして，他地域への発展可能性が期待できる事業か。	A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている	(20) (15) (10) (5) (0)	20